別記様式第３号（第８条関係）

【議会基本条例第 10 条第１項関係】

政策等情報の説明資料

令和２年６月定例会

議案の件名	議案第４０号 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約について	政策等の区分	計画・事業・条例 （その他）（規約の変更）

〈政策等の概要〉

大阪広域水道企業団の設置については、府域の水道事業の課題が「水源の開発」や「施設拡張」から「水道施設の維持・更新」へと変化しており、さらに、一部の市町村においては施設の老朽化による「更新費用の増加」や団塊世代の退職による「技術者の減少」が見込まれており、このような環境にある水道事業の経営基盤を強化するため、より住民に近い市町村が連携して将来的に用水供給事業を直接担うことで、市町村自らが経営・事業計画・料金を決定し、あわせて市町村水道との連携拡大を進めることで双方の効率化を図っていくことが重要であるとの共通認識に立ち、平成 23 年４月１日、大阪広域水道企業団を設立した。（構成団体：旧大阪府水道部及び大阪市を除く府下 42 市町村）

〈政策等を必要とする背景〉

大阪広域水道企業団と藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町４団体との水道事業統合に伴い、企業団の共同処理する事務の変更について、構成する４２各市町村について合意が必要なため地方自治法第２９０条の規定に基づき上程するもの。

〈提案に至るまでの経緯〉

平成２３年４月１日、大阪広域水道企業団を設立後、現在９市町村が企業団との経営等を含めた水道事業統合を実施し、能勢町が令和６年４月１日の事業統合に向けて推進している。今般の当事者である藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町４団体については、令和２年３月議会で上程し、議決済み。

〈市民参加の状況〉

有・（無）（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）

〈他の自治体の類似する政策等との比較〉

〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）

総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源

〈将来にわたる効果及びコストの状況〉

〈総合計画等の整合〉

“かたのサイズ”をめざす像（主要３つ）	おおいに誇れるおいしい水道水が毎日飲める。 公害のない心地よく住める環境を守っている。 災害で被害を受けないよう、少なくするよう備えている。

○その他の計画（該当する場合のみ）

計画名称	
策定年度	
計画期間	

〈政策等の実施時期〉 令和３年４月１日

担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）
水道局	総務課	（有）・無（参考資料・新旧対照表）

議案第４０号　参考資料
水道局総務課

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約について

１．大阪広域水道企業団規約の一部を変更する目的

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、大阪広域水道企業団規約変更について、大阪広域水道企業団と藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町４団体との水道事業統合に伴い、企業団の共同処理する事務に関する規約の変更を行うにあたり、同法第２９０条の規定により構成４２市町村の議会の議決が必要であるため。

２．大阪広域水道企業団規約の一部を変更する内容

第１条

現在事業統合をしている９市町村「泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村」に、令和３年４月１日付けで事業統合を行う４市町「藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町」を加える。

３．施行日

この規約は、令和３年４月１日から施行する。

４．その他　別紙参照

大阪広域水道企業団規約（平成２２年１１月２日大阪府知事許可）の一部を変更する規約新旧対照表

第１条　関係

新	旧
別表第２（第３条関係） 藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	別表第２（第３条関係） 泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村